

東大阪市建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

東大阪市建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

東大阪市建築物の駐車施設の附置等に関する条例（平成4年東大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表（ア）の項を次のように改める。

(ア)	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得たものとの合計
-----	--

第4条第1項の表（ウ）の項中「及び事務所」を「、事務所及び共同住宅」に、「非特定用途」を「共同住宅及び非特定用途」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

東大阪市建築物の駐車施設の附置等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 前条に規定する適用地域（以下「適用地域」という。）内において、次の表の（ア）の項に掲げる面積が（イ）の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（エ）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（オ）の項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。</p> <p>（ア） <u>特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床</u></p>	<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 前条に規定する適用地域（以下「適用地域」という。）内において、次の表の（ア）の項に掲げる面積が（イ）の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（エ）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（オ）の項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。</p> <p>（ア） <u>特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に0.5を乗じて得たものとの</u></p>

	面積に0.5を乗じて得たものとの合計			
(イ)	(略)			
(ウ)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他 の店舗、 <u>事務所</u> 及び <u>共同住宅</u> を除く。)に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分	合計
(エ)	・ (オ) (略)			
備考 (略)				
2	(略)			
	(イ) (略)			
(ウ)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他 の店舗及び 事務所を除く。)に供する部分	非特定用途に供する部分	
(エ)	・ (オ) (略)			
備考 (略)				
2	(略)			